「こどもを守る 110 番の家」推進事業

ひたちなか市教育委員会指導課

1 趣旨

全国的に子どもが被害者となる事件が多発しており、警察や学校、保護者、地域住民が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境づくりを推進する。

本事業は、子どもが通学時等に不審者と遭遇し、身の危険や不安を感じたときに、子どもの緊急の避難場所となる「こどもを守る 110 番の家」を設置し、子どもが被害にあう犯罪の未然防止を図ることを目的とする。

2 「こどもを守る 110 番の家」の役割

子どもが不審者に遭遇し、身の危険や不安を感じたときの、緊急の避難場所となり、主に次のことを行う。

- (1) 子どもの保護
- (2) 警察への110番通報(保護した子どもの家庭,在籍する学校への連絡を含む)

3 実施方法

- (1)「こどもを守る 110 番の家」の募集及び登録
 - ア 教育委員会は、この事業を市民に広報し協力家庭等(商店や事務所等を含む。以下同じ。)を呼びかける。小学校は、日常の保護者と地域とのつながりを生かし、協力家庭等を募集する。
 - イ 「こどもを守る 110 番の家」の新規登録は、「『こどもを守る 110 番の家』登録申請書」を学 区の小学校に提出する。
 - ウ 小学校は、「『こどもを守る 110 番の家』名簿」を作成し、協力家庭等を登録する。

(2) 登録の解除

- ア 協力家庭等は、登録解除の申し出を行うことができる。小学校は、協力家庭等から登録解除 の申し出があったときは、「こどもを守る 110 番の家」の登録を解除する。
- イ 小学校は、協力家庭等に事故あるとき、あるいは何らかの事情により、「こどもを守る 110 番の家」の役割を果たすことが困難であると認めるときには、「こどもを守る 110 番の家」の登録を解除する。
- (3)「こどもを守る 110 番の家」の表示
 - ア 「こどもを守る 110 番の家」に登録した家や事業所等には、「こどもを守る 110 番の家」の プレートを交付する。
 - イ 「こどもを守る 110 番の家」に登録した家や事業所等は、子どもの目線の高さかつ外部から 見やすい位置に上記プレートを掲げる。
- (4) 救助を求められたときの措置
 - ア 「こどもを守る 110 番の家対応マニュアル」に基づき、警察への通報を行う。
 - イ 警察官が到着するまでの間,子どもの安全を確保する。

(5) その他

- ア 「こどもを守る 110 番の家対応マニュアル」を電話機の近くに掲示するなど、迅速に対応できるようにする。
- イ 家族等へも、具体的な対応方法について周知徹底しておく。
- ※ 「こどもを守る 110 番の家」の登録については、特別な責任をおってもらうものではありません。 緊急避難した子どもの保護と、地域ぐるみの犯罪抑止がねらいです。